

## 未就学児に係る国民健康保険税の均等割額の減額創設について

## 1 経緯

社会保障制度を持続可能なものとするため、国は「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」の施行により、現役世代と高齢者の負担見直しを行う。この見直しでは、現在1割負担となっている後期高齢者医療加入者の一部に2割負担を導入する一方で、国民健康保険税においては、現役世代の負担軽減を目的に、未就学児の被保険者均等割額の減額を令和4年4月から行う。

なお、国の制度改正のため、県内すべての市町村で実施される。

後期高齢者の2割負担導入は、令和4年10月からの実施とされており、新たに2割負担となる所得基準は、課税所得が28万円以上かつ年収200万円以上の人で、国は後期高齢者の約20%と推計されている。

なお、国民健康保険税における、子どもの均等割減免の国庫負担については、市長会等で長期に渡り、要望され、このたび実現されることとなった。

## 2 改正内容（岩倉市国民健康保険税条例の改正）

- ・未就学児（0歳から6歳到達年度末）に係る均等割額の5割を減額する。
- ・低所得世帯に対する軽減措置（7・5・2割軽減）の対象となっている未就学児の場合は、その軽減後の額を減額するため、7割軽減対象の場合は8.5割、5割軽減対象の場合は7.5割、2割軽減対象の場合は6割の減額となる。

## 3 改正による影響見込み（令和4年度当初予算）

	通常世帯	7割軽減世帯	5割軽減世帯	2割軽減世帯	合計
一人当軽減額	16,500円	4,950円	8,250円	13,200円	-
人数見込み	148人	66人	31人	30人	<u>275人</u>
軽減額	2,442,000円	326,700円	255,750円	396,000円	<u>3,420,450円</u>

※令和3年度の税額で試算

※国民健康保険における未就学児人数（年度平均 R1：275人、R2：276人）

## 4 減額分にかかる公費の負担について

未就学児に係る均等割額の減額分は、全額を一般会計から繰り入れるが、国が1/2、都道府県が1/4を負担するため、市の負担は実質、減免額の4分の1となる。

	国	愛知県	岩倉市	合計
負担割合	1/2	1/4	1/4	-
負担額	1,710,000円	855,000円	855,450円	3,420,450円